

令和7年6月5日

南城市長 古謝 景春

南城市キャッシュレス券売機導入事業に係る
条件付き一般競争入札の実施及びこの入札に関する公告

南城市キャッシュレス券売機導入事業に係る条件付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに南城市契約規則（令和3年規則第7号）第5条の規定により公告する。

なお、本契約に係る条件付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出すること。

記

1 入札に付する業務の概要

（1）件名

南城市キャッシュレス券売機導入事業

（2）導入期間

契約締結日の翌営業日から令和7年10月31日

（3）業務の内容

別紙「南城市キャッシュレス券売機導入事業仕様書」のとおり

2 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき構成手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 沖縄県内に主たる事務所又は営業所を有していること。
- (6) 国税及び地方税について未納がない者であること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。
 - (ア) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - (イ) 業務実績書（様式2）
 - ※ 入札保証金及び契約保証金を納付する場合は提出を必要としない。
 - (ウ) 登記簿謄本または履歴事項全部証明書の写し
 - (エ) 印鑑証明書（原本）または、使用印鑑届
 - (オ) 国税及び地方税の滞納がない証明書（写し可）
 - ※ 上記（ウ）～（オ）に記載の登記簿謄本、履歴事項全部証明書、印鑑証明書（原本）、使用印鑑届、国税及び地方税の滞納が無いことを証明する資料については、令和7・8年度物品等入札参加資格名簿に登載されている事業者については提出を必要としない。
 - (カ) 仕様書の機能要件を満たすことが確認できる機能等証明書または、メーカー認定証
 - (キ) 本契約及び保守料金とキャッシュレス券売機決済手数料に関する参考見積書
- (2) 業務実績書（様式2）に記載の実績を証明する契約書及び仕様書等を添付すること。
- (3) 機能等証明書を提出する場合は、仕様書の項目と比較が行えるよう、付箋及びマーカーで印を付け要件を満たしていることが確認できるものとする。
- (4) メーカー認定証等により要件を満たしていることを証明する場合は、仕様書の内容についてメーカーからの押印等で承認が得られたことを確認出来る証書を提出すること。
- (5) 保守料金とキャッシュレス決済手数料の参考見積書は本契約と分けて提出すること。
- (6) 保守料金は5年分の総額、年額、月額が分かるように積算した見積もりの備考欄等へ記載して提出すること。※ 1年間の保証内で保守の対応を可能とする場合、4年分で積算すること。
- (7) キャッシュレス券売機の手数料は、令和6年度の年間発券件数 54,468 枚及び売上金額 20,322,050 円を参考に算出すること。
- (8) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (9) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 申請書等の交付及び受付期間等

公告日から令和7年6月18日(水)午後5時00分まで

(土、日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。)

※交付する様式は、全て本市ホームページにおいて入手すること。

(2) 申請書等受付場所

南城市佐敷新里1870番地

南城市企画部DX推進課(南城市役所庁舎 3階)担当:高良

(3) 提出部数

各1部

5 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年6月20日(金)までに通知する。

6 仕様書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書は、公告日から令和7年6月18日(水)までの間、本市ホームページにおいて閲覧を供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質疑書に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。

(ア) 質問の受付期間

公告日から令和7年6月10日(火) 正午まで

(イ) 受付電子メールアドレス

dx@city.nanjo.lg.jp

(ウ) 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手すること。

(3) 質疑書への回答は、令和7年6月13日(金)までに本市ホームページで回答する。

8 入札説明会

実施しない。

9 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

10 入札の日時及び場所等

(1) 入札執行日時

令和7年6月25日(水) 午前10時00分

(2) 入札執行場所

南城市役所 2階 211会議室

11 入札方法

- (1) 入札に代理人が参加される場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札書は持参により提出すること。電子メール、電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (3) 入札回数は、2回までとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業務者であるか免税業務者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書には、入札者の住所、氏名、入札金額を記入の上必ず押印すること。なお、入札金額の訂正は無効とする。
- (6) 入札金額は、アラビア数字（0，1，2，3・・・）でペン、又はボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけ、消費税を含めない金額を記入すること。
- (7) 初回入札時の積算内訳書（任意様式）を提出すること。初回入札金額と積算内訳書の金額は同額とすること。
- (8) 入札に代理人が参加される場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (9) くじによる落札決定において同額入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (10) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 南城市契約規則第6条及び第7条に基づき、入札保証金は、入札金額の100分の5を納付すること。ただし、以下（ア）～（ウ）に該当する場合は入札保証金の全部又は一部の免除を行う場合がある。
 - (ア) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
 - (イ) 競争入札に付する場合において、政令第167条の5及び政令第167条の11に規定する資格を有する者で過去2カ年の間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (ウ) 前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 南城市契約規則第40条に基づき、契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、以下(ア)～(ケ)に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の免除を行う場合がある。

(ア) 契約の相手が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 第3条第2項(第27条第2項で準用する場合を含む。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したのについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(エ) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(オ) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。

(カ) 随意契約を締結する場合において、契約金額が第32条に定める額を超えないものであり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(キ) 国、県、他の地方公共団体その他の公法人与契約するとき。

(ク) 委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ケ) 土地の買収契約、物件の移転補償契約及びその他契約で市長が認める契約

13 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 記名押印のない入札書による入札

(4) 記載事項を判読しがたい入札書による入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 積算内訳書が提出されない入札(積算内訳書に記名、押印が無いもの、金額がすべて記載されていないもの、初回入札書と金額が異なるものを含む)

(9) 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む)をした場合、その全部の入札

- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (12) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格もって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定する。

15 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

16 問い合わせ先

〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地

南城市企画部 DX 推進課（南城市役所庁舎 3階）担当：高良

電話：098-917-5337

電子メール：dx@city.nanjo.lg.jp